

平成 27 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ル テ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 戸 井 田 和 彦
(コード番号：7215)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 加 藤 浩
TEL. 044-520-0290

当社子会社に対する訴訟（控訴）の判決に関するお知らせ

当社子会社である、株式会社アルティア（以下、「㈱アルティア」といいます。）は、平成 25 年 5 月 8 日付「当社子会社の訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」にて開示しております訴訟に関し、平成 27 年 3 月 18 日付にて判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該子会社（第一審被告、控訴人）の概要

- (1) 商 号：株式会社アルティア
- (2) 本店所在地：東京都江戸川区西葛西 7 丁目 20 番地 10 号
- (3) 代 表 者：代表取締役社長 佐藤 正幸
- (4) 資 本 金：350 百万円
- (5) 事 業 内 容：自動車検査・整備機器及び自動車製造用設備機器の製造・販売

2. 相手方（第一審原告、被控訴人）の概要

国（国土交通省）及び軽自動車検査協会

3. 判決のあった裁判所及び判決言渡日

- (1) 裁 判 所：東京高等裁判所
- (2) 判決年月日：平成 27 年 3 月 18 日

4. 訴訟の提起から判決に至った経緯

当社子会社である、㈱アルティアは、平成 20 年 3 月 28 日付けで提起された不当利得返還請求に関する訴訟について、平成 25 年 4 月 24 日、東京地方裁判所（第一審）より 2 億 132 万 3285 円及び付帯する年 5 分の遅延金の支払を命じる旨の判決が言い渡されましたが、同判決内容は㈱アルティア側の主張が認められておらず、これを不服として、弁護団との協議の結果、平成 25 年 5 月 8 日に東京高等裁判所へ控訴していたものです。

5. 判決の内容（骨子）

- (1) 本件控訴を棄却する
- (2) 控訴費用は、控訴人（㈱アルティア）の負担とする。

6. 今後の見通し

当社及び㈱アルティアとしましては、本判決についての対応を弁護団と協議して参ります。

上記判決に係る費用については、東京地方裁判所の一審の判決どおりに確定した場合に備え、訴訟損失引当金 347 百万円を計上しておりますので、本判決による当社連結業績への影響はございません。

なお、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせします。

以 上